

令和3年8月企業団議会定例会会議録

会 期 8月25日（水曜日）午後2時00分～午後2時45分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（11名）

1番	真田 広志	2番	丹 治 誠
3番	石原 洋三郎	4番	鈴木 正実
5番	半沢 正典	6番	本多 勝実
7番	高橋 一由	8番	池田 英世
9番	片平 秀雄	10番	東海林 一樹
11番	高橋 道也		

地方自治法第121条による出席者

企業長	木幡 浩	副企業市長	須田 博行
理事 二本松市長	三保 恵一	理事 桑折町長	高橋 宣博
理事 国見町長代理 国見町副町長	佐藤 克成	理事 川俣町長	藤原 一二
代表監査委員	井上 安子	事務局長	佐々木 宏明
次長兼 施設管理課長	田村 正	総務課長	安食 徹
総務課 課長補佐兼 総務経理係長	菅野 幸夫	施設管理課 課長補佐兼 施設第二係長	片平 一彦

事務局出席者

総務課 契約管財係長	佐藤 広治	総務課主査	山田 吉則
総務課副主査	村越 大輔		

1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議席の指定
- (5) 議長の選挙
- (6) 議案第4号及び報告第1号の提出
- (7) 提案理由の説明
- (8) 一般質問
- (9) 討論、採決

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議長の選挙
- (3) 議案第4号 令和2年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件
- (4) 報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件

午後2時00分 開 会

副議長（高橋一由）本議会は、定足数に達しておりますので、これより8月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

6番、本多勝実議員、9番、片平秀雄議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日8月25日の1日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（高橋一由）ご異議ございませんので、会期は8月25日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることいたします。

日程に従い、これにより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、副議長において指定いたします。

議席は、1番、真田広志議員、2番、丹治誠議員、3番、石原洋三郎議員、4番、鈴木正実議員、5番、半沢正典議員を指定いたします。

日程に従い、議長の選挙を行います。

これは、議長が欠員となっていることによるものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとして、その指名は副議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（高橋一由）ご異議ございませんので、選挙の方法は指名推選によることとし、その指名は、副議長に一任と決しました。

直ちに指名いたします。

福島地方水道用水供給企業団議会議長に、真田広志議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました、真田広志議員を当選人と決して、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（高橋一由）ご異議ございませんので、ただいま、指名いたしました、真田広志議員が企業団議会議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、真田広志議員が議長に当選されましたので、告知いたしま

す。

議長に当選されました真田広志議員をご紹介します。

議長（真田広志） ただいま、高橋副議長よりご指名をいただき、また、皆様方のご推挙により、企業団議会の議長に選任をいただきました真田広志でございます。微力ではございますが、誠心誠意、水道企業団の発展のため、努力して参りますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（高橋一由） ここで、議長を交代いたします。

【副議長、議長と交代】

議長（真田広志） ただいまより、議事を進めます。

ただいま企業長より、議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第4号及び報告第1号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（木幡 浩） 議長、企業長。

議長（真田広志） 企業長。

【企業長（木幡 浩）登壇】

企業長（木幡 浩） 本日、ここに8月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、議案1件、報告1件であります。これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況について、ご報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、分散業務による職場内での感染防止対策の徹底や、オンライン会議を活用した接触機会の低減を図るなど、今後も気を緩めることなく対策を継続し、事務事業の適切な運営に努めて参ります。

次に、危機事案関係ですが、県北地方においては、6月からの3か月間に、幾度となく気象警報が発表され、この間、大きな災害に至らなかったものの、停電や道路敷の倒木による通行止めなど、住民生活への影響が生じております。企業団におきましては、被害がなかったものの、これまでの災害経験や5月に行った防災訓練を糧として、計画的かつ適切な施設の点検はもとより、災害発生時に即応できる体制の確保に努めて参ります。

次に、今回提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第4号、令和2年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件は、決算の認定について議決をお願いするものであります。

次に、報告第1号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件は、水道施設整備基本計画策定支援業務について、新型コロナウイルス感染症対策のため委託期間の確保

が困難となり、繰越しを行ったものであります。

以上が、提出案件ですが、決算の内容につきましては、事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（佐々木宏明） 議長、事務局長。

議長（真田広志） 事務局長。

【事務局長（佐々木宏明）登壇】

事務局長（佐々木宏明） 決算の内容につきまして、別冊の決算書によりご説明いたします。なお、金額については、千円単位で省略をして、読み上げますので、ご了承をお願いします。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

決算報告書です。（1）収益的収入及び支出ですが、収入の部、第1款事業収益の決算額は46億3,576万9千円となり、予算額に比べて2,174万円の増となっております。主な要因は、原子力損害賠償金の収入によるものです。

続きまして、下段の支出の部、第1款の事業費用の決算額は、47億5,429万8千円となり、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額は、1,344万7千円で、不用額は、1億8,526万3千円となりました。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

（2）資本的収入及び支出ですが、収入の部は、予算、執行ともございません。支出の部、第1款資本的支出の決算額は19億9,302万4千円となり、6,227万2千円の不用額が発生したものです。表の下の米印に記載したとおり、不足する額19億9,302万4千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんをしたものでございます。

次に、5ページの損益計算書でございしますが、下から3行目以降をご覧ください。令和2年度の事業実施の結果、当年度純損失は、1億7,117万9千円となり、前年度繰越欠損金を加えた、16億4,655万2千円が当年度未処理欠損金となるものでございます。

次に、7ページ、8ページをご覧ください。

剰余金計算書ですが、資本金及び資本剰余金については、前年度からの変動はございません。欠損金は、当年度純損失1億7,117万9千円の発生により、当年度未処理欠損金は、16億4,655万2千円となります。その結果、資本合計は、425億5,008万5千円となるものでございます。

次に、8ページの下の方の欠損金処理計算書でございしますが、16億4,655万2千円が、翌年度への繰越欠損金となるものです。

次に、9ページ、10ページをご覧ください。

貸借対照表ですが、令和3年3月31日現在における企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります負債、資本合計は、それぞれのページの1番下に記載したとおり、同額の962億4,596万3千円となっております。

次に、11ページをご覧ください。

注記ですが、ローマ数字のⅠ、重要な会計方針及びローマ数字のⅡ、貸借対照表関連については、記載のとおりでございます。

続きまして12ページの事業報告書について、要点をご説明申し上げます。

1、概況、(1)、(イ)水道用水供給事業ですが、年間総有収水量は、3,921万9,267立米で、前年度と比較して、0.4パーセントの増、当初予定水量と比較して、0.9パーセントの減、有収率は前年同率の99.4パーセントとなりました。給水収益は31億8,595万6千円で、当初予算と比較して、1,350万4千円、0.4パーセントの減となりました。

続いて、(ロ)水質検査事業ですが、構成団体の原水及び浄水の水質検査を受託し、水質検査手数料は2,338万7千円で、当初予算と比較して、47万4千円、2.1パーセントの増となっております。

次に、②財政状況は、先ほど説明いたしました決算報告書等の内容を文章化して記載したものでございます。

次に、③の建設改良工事の概況でございますが、施設更新計画に基づき、記載の工事が竣工してございます。また、令和元年度より2か年の継続事業としていた、すりかみ浄水場ほか遠方監視制御設備取替工事は、新型コロナウイルス感染症対策のため工程の見直しを行い、令和3年度まで延長してございます。

次に、④の再生可能エネルギーへの取り組み状況ですが、官民連携により進めて参りました福島増圧ポンプ所を利用した小水力発電事業について、発電事業者が決定し契約が交わされました。

次に、13ページに記載の(2)議会議決事項及び、(3)職員に関する事項は、記載のとおりでございます。

次に、14ページ、2、工事は、100万円以上の建設工事の概況4件、保存工事の概況13件で、施工内容はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、15ページは、その他の工事の概況で、内訳は令和元年度台風19号に伴う復旧工事が2件、令和3年2月の福島県沖地震に伴う復旧工事が1件であります。

次に、16ページの業務量につきましては、前年度と比較で記載をしたものでございます。下段は業務内容を、月別に表記したものでございます。

続いて、17ページをお開きください。

上の表は、構成団体ごとの年間総給水量等を記載しております。続いて、中段からは、共同水質検査の実施状況です。

次に、18ページの(2)事業収益に関する事項ですが、イ、事業収益は、合計で43億1,472万3千円となり、ロ、供給単価は、1立米あたり81円23銭となるものです。

次に、(3)事業費用に関する事項ですが、イ、事業費用は、合計で44億8,590万3千円となり、ロ、給水原価は、1立米あたり86円96銭となるものです。

次に、19ページから21ページにかけては、100万円以上の重要契約を記載しており、物品等の購入関係が3件、工事請負関係が20件、業務委託関係が23件となっております。契約内容は、記載のとおりでございます。

次に、21ページの(2)企業債の概況でございますが、当年度の償還額は、合計で14億1,661万6千円です。そして、令和2年度末の未償還残高は、合計で127億8,280万4千円となるものです。

次に、5、その他は、特定収入を記載したものです。

次に、22ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書です。下から3行目以降をご覧ください。事業を実施した結果、資金は期首より1億584万8千円減少し、資金期末残高は、56億2,379万2千円となったものです。

次に、23ページから26ページにかけての収益費用明細書ですが、これは、決算内容を款、項、目、節ごとに表したものです。

次に、27ページの固定資産明細書ですが、貸借対照表で説明いたしました、有形、無形の固定資産の明細であります。

次に、28ページから30ページの4、企業債明細書は、起債内容、償還状況等を表わしたものです。

以上が、決算書に関する説明でございます。なお、本決算につきましては、監査委員より別冊の審査意見書が提出されております。

別冊の審査意見書をご説明いたします。

初めに、5ページをご覧ください。

第4、審査の結果であります。事業は適正に運営されてることを認めていただいております。

同じ冊子の23ページをご覧ください。

資金不足比率については、下段の第4、審査結果の表に記載のとおり、資金不足はありませんので、バー表示となっております。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（真田広志） それでは、日程に従い、これより一般質問に入ります。

7番、高橋一由議員より通告書の提出がございました。

それでは、発言を許します。

7番、高橋一由議員。

7番（高橋一由） 議長、7番。

議長（真田広志） 7番。

7番（高橋一由） 皆様、こんにちは。私が水企業団の議会議員になってからですね、相当になるんですけども、伊達町から創成で仮送水の頃から関わらせていただきまして、ずっと質問して参りました。前回、2回ほど休ませていただきましたけども、今回は、たぶん、私の議員活動の中で、今日最後かなと感じが先を読むとですね、あるものですから、最後に思い切った提案させてもらって、

皆様方にあとお願いをしたいという趣旨でございますので、ご理解のうえ、ご返答をお願いしたいと思います。

まず、はじめにですね、先般、今回の決算議会の説明を受ける際に、大きな冊子で長期的ないわゆる計画、受水それから人口減の話など、先行きちょっと乏しいような話をいただいたんですが、これは全国的な傾向として致し方ない状況でありますけれども、そんな中にありまして、市長は県北はひとつという提案をしていただいて、我々もその意気にのって一生懸命頑張りたいと思っているんですが、基本的にこの企業団の水というのはいずれは一括管理をしていただいて、各自自治体ごとに水道事業部なんて持たなくてもですね、AIを駆使したりして、ここで地域の構成市町の水を管理するという経費を抑えた管理運営で低廉な水を安全、安心に供給し続けるという方向性が求められてくるんじゃないかなという気がしてますので、その辺についてですね、ぜひとも早い時期にそんな計画の一步を踏んでいただければということでご提案を申し上げたいと思うんですが、その辺について、まずはご答弁をいただきたいと思います。

企業長（木幡 浩） 議長、企業長。

議長（真田広志） 企業長。

企業長（木幡 浩） お答えをいたします。

ご指摘のように、水道事業の基盤強化と安定化のためには、広域化というのは有効な手段の1つでありますし、国は広域化を促進しております。ただ、水道事業をですね、広域化するかどうかというのは企業団の話というよりは、構成市町が決定するものであります。構成市町の方向性が出ていない段階で、企業団が勝手に広域化を計画するというのは、いささか先走りだというふうに思っております。下手をすると高橋議員に叱られるようなことではないかなと私は危惧しております。

しかしながら、企業団として、広域化というか、構成団体とですね、共同の事業を実施をして、そして構成市町の水道事業に貢献するという事は私は必要だと考えております。このために、令和元年度からですね、工事の共同施工というのを始めました。

今後はですね、工事の共同施工に限らず、維持管理業務とかICTを使った取り組みなど、できるものから構成市町と共同でできるような取り組みを広げられるよう、検討して参りたいと考えております。

7番（高橋一由） 議長、7番。

議長（真田広志） 7番。

7番（高橋一由） はい、ありがとうございます。ぜひ、そのような視点でですね、構成市であります伊達市の中でもそういう提案をできるようにしていきたいと思っておりますので、いずれよろしくをお願いしたいと思います。

2つ目に、今は完全に送水当時から福島市の水道局の皆さんにお世話になって、今日までしっかり管理運営をしていただいて、おいしい水を供給していただいています。心から御礼と感謝を申し

上げたいと思っております。したがいまして、いつまでもそういうことでも仕方ないかなと感じもしますので、独立した運営を可能にしていくためにですね、職員を直接採用してはどうかという提案を前にもさせていただきまして、今そこを汲み取っていただいておりますね、伊達市から2人こちらの方に出向していただいております一緒に管理運営をさせていただいている状況下にあります。ここをちょっと角度を変えていただきますと、直接採用して、キャリアを育てていけば、ここは自主独立して運営可能になるんじゃないかなという淡い希望を持っておりますので、その辺につきましてもですね、ぜひ、前向きにご検討していただけないかなというふうに思うんですが、ご答弁をよろしくお願ひします。

企業長（木幡 浩） 議長、企業長。

議長（真田広志） 企業長。

企業長（木幡 浩） お答えをいたします。

プロパー職員の採用というのはですね、やはり水道技術の継承等の観点から有効な手段のひとつだと認識しておりますが、業務が限定されてて、全体の業務量として小さいとですね、なかなか安定した人材確保につながっていないというのは他の団体の状況を調べるとそんなことが窺えるわけでありまして、やる場合にもですね、採用する人数、職種等をよく検討してやる必要があるだろうと考えております。

今、議員は独立性というお話をされました。企業団の経営にはですね、法人としての一定の独立性というのが求められると思います。やはり、この構成団体でつくられているという特性を考えればですね、先ほどの広域的な取り組みのように、構成市町と連携をして、そして貢献していくことが私は大事だと思っております。

人材確保についてはですね、全国的に、私、総務省でやっておりましたが、各水道事業体でアウトソーシングが進んで、そして非常に職員の数が減ってるわけですね。その少ないがために、水道技術の継承とか危機管理の面で非常に脆弱な体制になってきているわけです。そのために、私としてはそのプロパー採用も一つの手ですけども、一方で、もっと構成市町の方から人材育成の場、要するに自分のところではなかなかそういう業務を経験できない、だから水道企業団に人を派遣してもらって、業務を経験して、当面自分たちの水道事業を運営していくと、こういったことも考えられるんじゃないのかなと私は思っております。どのように人材確保をしていくか、それは今提案のプロパー採用も含めてですね、今後、構成市町と議論して参りたいというふうに考えております。

7番（高橋一由） 議長、7番。

議長（真田広志） 7番。

7番（高橋一由） はい、ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目に入ります。吉田修一さんが市長の時に企業長の時に質問した内容で、ここが当時33人くらいいたのかな。創設事業でね、何かと多忙だったので、30人を超していたんですけども、実際、

始まる時には、何人でおやりになる予定ですかと聞いた時に、22名から23名だという話を聞いておりました、その時は、外注できるような状況の話は全くなかった状況なので、まあ、今、おかげさまで、外注をしてですね、プロの方々にそれぞれのポジションを管理していただいて、23人くらいの体制の中で、プロボーザルで決定してですね、業務委託しているということからすると、言葉はちょっと悪いかもしれませんが、一辺にそういうふうにはなっていないと思うんですけども、結局、人件費の二重投資っていうふうには私はちょっと感じるんですよ。当時のやり取りからしてですね。今がいけないっていうんじゃないですよ。当然、これから慣れていけば新規採用があつて、10人ぐらいで十分、管理運営できる場所なんじゃないかなとAIを駆使したり、ICTを駆使していけば、そういうことも可能、遠隔操作も可能、事故があつたときの対応をどうするのかということとは当然考えなくちゃいけないですけども、そこを除いて通常の管理業務を考えていけば、そんなに難しいことではないのかなというふうに思いますので、基本的には、新規の技術職を採用しながら、人件費を抑制していく中で、売り上げが伸びない中のコストダウンを図って、安定して供給し続ける組織になっていく必要があるんじゃないかなと感じますので、そのあたりについてもご答弁をいただいております。よろしくお願いいたします。

事務局長（佐々木宏明）議長、事務局長。

議長（真田広志）事務局長。

事務局長（佐々木宏明）お答えをいたします。

平成23年度以降は、現在の22名体制で運営しておりますが、この間、運転管理、水質管理及び浄水場の維持管理などについては、民間委託により行っております。

ICT化につきましては、今年度、施設管理を効率的に行うため、水道施設台帳デジタル化整備事業に着手しており、今後におきましても、財政計画策定時に併せ、施設整備の進捗などを見極めながら、外部委託やICT化の拡充の検討に努めて参ります。

7番（高橋一由）議長、7番。

議長（真田広志）7番。

7番（高橋一由）わかりました。私、あのもう、最後なのでね、思い切った提案をしたいと思って申し上げておりますので、ぜひとも、きっかけがありましたら、採用していただきたいというふうに思っております。

最後の料金の統一化についてという課題でございますけれども、私は32の時から議会議員になって、伊達町の議会になった時に水道事業が河原田穰さんという非常に古い市長さんの時からスタートしたということを知ってるものですから、非常に経過を承知してるので、その途中で協定書というのを交わしてですね、第5条の中で始まる時には同じ料金でやりましょうねということ、なぜ、そこを謳ったのかということ、を精査して、つい先ほど亡くなられましたけれども、梁川の池田善治さんが御存命で、その当時こういうことで理解していいんですよって言ったら、その

とおりでっていうことを確信を持っているものですから、基本的に当時国土交通省、建設省ですね、が何度も繰り返し言っているんで聞き飽きた人もいるかもしれませんが、基本的には日産30万トンを目指せという指導、それから、厚生労働省からは20万トンでいいんじゃないかということで話の折り合いがつかなくてですね、県が間に入ってくれて、間をとれってということで、25万トン、それだと丁度過ぎるので、24万9千トンになったという経過を聞いております。今、全然そんな取水量に到達しないんですけども、国土交通省、建設省は小さくてオーケーだと、厚生労働省からすると4万9千トン多いですね。そこをどういうふうにするのかというときに当時の天野光晴代議士の支持者だった首長さんが、じゃあ何とかしましょうということで、私も当時議員をやってて、当時の町長さんから、1万7千人の町づくりをしますって8,900人しかいないところで、急に出てきてですね、何だこれはと思ったことがここだったんですね。要するに、いい意味で当時は縦割りでしたから、国にお答えしなくちゃいけないとのことで、お金も町づくりもそういう方向性を出して、理解をしてもらって補助金をもらいたいと思いますけれども、基本的に、お金は出してスタートはするけれども、始まるときには、同じ料金にしてくださいねというのがその協定書だったということでございます。

ところが、その後、実際に業務を受け継いだ当時の水道局の方でこの事務を管理した方々が県北各地を視察研修してですね、結局、2部料金制でやっていたということが分かって統一料金ではないということで、そういうことになったと聞いてまして、その当時、安達町さんも二本松市さんと一緒になって、今、安達町さんと二本松市さんも一緒になって、二本松市に併合したんですが、当時、その議長さんが、全員協議会で説明があったときに、この協定書の第5条の統一料金ってのはどういうふうになるんですかということの質問をしています。会議録に出てきます。そのところで、後日また改めてとスルーされまして、以前ずっと今日まで続いているっていうのがこの料金でございます。ただしいつまでも、その協定書に従って、守れ、守れと言っても仕方ないので、そこは一度なかったことにさせていただいて、基本的にみんな他の市民の人たちに聞けば、あそこから来ている料金に違いがあるんですかと驚くんですよ。まあ、そうなんですっていうことを言うんですけども、基本的には統一化をして、料金も同じ料金でやっていただく、それには大規模化して統一したなかでしてしまえば、今までのことも新しい市長、首長、企業長を迎えて、県北はひとつを実現する絶好のチャンスではないかなと思っておりますので、その料金の統一化も含めてですね、基本的にこの企業団を中心にした水道事業の在り様を検討していただいて、料金の方も改めてですね、検討していただけないかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

企業長（木幡 浩） 議長、企業長。

議長（真田広志） 企業長。

企業長（木幡 浩） お答えをいたします。

この料金についてはですね、いろんな議論があって、いろんな見方があるかと思いますが、今の

考え方の基本はですね、やはり基本料金というのは、ある意味では参画料なんですね。それぞれ持ち寄ってこれだけ取るから参加しますということでやって、ある意味では固定されていた。一方で本当に使ったものに合った従量料金は、一応、統一されている、ただ、基本料金のウェイトでもって、高い所とまあ若干それとは違って低い所が出ているのが現状だと思います。仰るように、構成団体がそれぞれ独立しているという状況からすればですね、なかなかその考え方というのは、変えられないだろうと私は思います。しかし、一方で、先ほど議員が思い切ってご提案されたように、どうやったら今の状況を変えられるのか、伊達市自体も高いですし、比較的安いこの中ではですね、末端価格が安いといわれる福島市でも全国的に言えば非常に高いわけです。あんまりこの中で、議論するよりは、いかに全体を低くするかを考えないと、この県北地方の発展というか、あるいはないと思うんですね。その点では、先ほど議員が言われたように、広域化をして、できるだけ経費を削減してやるというのは、これは一つの有効な手段であります。これに関しては、構成の市町で首長というか執行部だけではなく、議会も含めて議論していただかないといけないと思います。ただ、この時に、問題になるのは、料金の差なんですね。一緒になった時に、単純に混ぜると高い所は下がるけれども、上がる所も出てくると、これがやはり問題となるわけですね。その点では、国が推進するときには、その差の改善をあんまり不利になるところが出ないようにする支援策等を設けてくれればですね、その広域化がやりやすくなるわけですね。その点では、そういった対策も国には考えていただいて、当然広域化のためにそういう話も出てくると思います。そういったものを踏まえながら、こちらで取り組んでいくことが必要になっていくんだろうというふうに思います。

あと、我々企業団でできることは、できる限りコストを削減したりして、料金を下げることで、先ほどアウトソーシングの話が出ましたけども、やはりアウトソーシングをしたら職員の体制を見直すことも重要だと思います。それから、今まだ、全面的に使っていないんですけども、この建物の上をですね、太陽光発電にするとか、そういう取り組みもですね、まだまだやれる余地があるんだと思います。私としては、企業団とそれぞれの構成市町の議論とは別個にですね、この企業団でできることはやれる限りやって参りますし、地域全体の問題ですから、料金をいかにすれば低くできるか、それは本当にいろいろ知恵を絞って、取り組んで参りたいというふうに考えております。

7番（高橋一由）議長、7番。

議長（真田広志）7番。

7番（高橋一由）はい、ありがとうございます。

基本的に、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利というのは、国民が持っている憲法で定められた権利です。水に関しては、国はちょっと疎かだったというふうに思ってます、電気、ガスについてはいってないところないんですけど、水道はいってないところいっぱいあるんですよね。そういう意味では、国会議員にも言うんですけども、基本的に水はもう少し国が乗り出してきて、各自治体にお任せして丸投げではなくて、補助金出してればいいでなくて、基本的にどういう状況に

なっているのかということをもう少し、水道協会に丸投げしてないで、基本的に国が、今後の水の在り方、そしていってないところにどうやっていかせるかということも考えていかなくちゃいけないことを含めてですね、ぜひ、皆で知恵を絞って、いい企業団にしたい、安定、安心、安全で低廉な水をどう届けるかという模索はしていきたいというふうに思っていますので、今日は質問はこれで終わりにしますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、議長に最後に一つだけ議会の都合なんで、お願ひしておきたいのは、今、創生時期からずっと、福島市さんは大勢議員としてお見えになっていますけども、伊達市は議長他1名で議長の他にも1名来れるんですけども、他の議会もですね、議長さんしか来れないことになっているんで、基本的には、長期的にいろんなことをするとすると、私のようにあまり長いのも問題ですけど、適度な時期をやっぱり適時、前の事業も知っているっていう政治活動、議員活動というのも大切なんじゃないかということから、議長さん以外に企業団に出したいという自治体があれば、それはそれでオーケーにするような方法を議会で工夫して検討できないかなと思ひております。

以上、長くなりましたけれども、よろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（真田広志） 以上で、高橋一由議員の質問を終わります。

これをもって、本定例会の一般質問は終了いたしました。

これより討論に移ります。

討論の通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後2時44分 休 憩

午後2時45分 再 開

議長（真田広志） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号、令和2年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましては、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（真田広志） 起立多数。

よって、議案第4号につきましては、決算のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

副議長

議員

議員